

○環境省告示第六十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第三号イ
(6)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条の二
第十七項及び第十二条の四十一第二項、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和
四十八年总理府令第五号）第四条並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る
技術上の基準を定める省令（昭和五十二年总理府令第一号 厚生省）第三条の規定に基づき、産業廃棄物に含
まれる金属等の検定方法等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法等の一部を改正する告示

（産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部改正）

第一条 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十三号）の一部を
次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

試料	第一 検液の作成 一 (略)	改	正	後
		前	後	
試料	第一 検液の作成 一 (略)	改	正	前
		前	後	

口 燃え殻、汚泥及びばいじん以外の産業廃棄物のうち、粒径五ミリメートル以下のものにあつては有姿のまま採取したものとし、それ以外のものにあつては有姿のまま採取し、粉碎した後、日本産業規格Z八八〇一―に定める網ふるい（目開きが〇・五ミリメートルのもの及び四・七五ミリメ

口 燃え殻、汚泥及びばいじん以外の産業廃棄物のうち、粒径五ミリメートル以下のものにあつては有姿のまま採取したものとし、それ以外のものにあつては有姿のまま採取し、粉碎した後、日本産業規格Z八八〇一―(二〇〇六)に定める網ふるい（目開きが〇・五ミリメートルのもの及び四

一トルのもの）を用いて粒径が○・五ミリメートル以上五ミリメートル以下となるようにしたものとする。

試料液

イ 埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの又は廃水銀等を処分するために処理したものにあっては、試料（単位グラム）と溶媒（水（日本産業規格K○五五七に規定するA三又はA四のものをいう。以下同じ。））（単位ミリリットル）とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。

溶出

備考 (略)

二・三
(略)

第二 検定の方法
(略)

・七五ミリメートルのもの）を用いて粒径が○・五ミリメートル以上五ミリメートル以下となるようとしたものとする。

試料液

イ 埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの又は廃水銀等を処分するために処理したものにあっては、試料（単位グラム）と溶媒（水（日本産業規格K○五五七（一九九八）に規定するA三又はA四のものをいう。以下同じ。））（単位ミリリットル）とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。

溶出

備考 (略)

二・三
(略)

第二 検定の方法
(略)

一 アルキル水銀化合物	二 水銀又はその化合物	三 カドミウム又はその化合物	イ 第一の一に掲げる検液にあっては、日本産業規格K○一〇二ー(三)の十四に定める方法（日本産業規格K○一〇二ー(三)の十四の準備操作で参照することとしている日本産業規格K○一〇二ー(三)の四・二・四・五に定める方法を除く。海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥に係る検液にあっては、日本産業規格K○一〇二ー(三)の十四・二に定める方法を除く。）	（略）	排水基準告示」という。）付表一に掲げる方法
----------------	----------------	-------------------	---	-----	-----------------------

一 アルキル水銀化合物	二 水銀又はその化合物	三 カドミウム又はその化合物	イ 第一の一に掲げる検液にあっては、日本産業規格K○一〇二ー(二)の五十五に定める方法（日本産業規格K○一〇二ー(二)の五十五の準備操作で参照することとしている日本産業規格K○一〇二ー(二)の五十二・二の備考六に定める方法を除く。海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥に係る検液にあっては、日本産業規格K○一〇二ー(二)の五十五・一に定める方	（略）	排水基準告示」という。）付表三に掲げる方法
----------------	----------------	-------------------	--	-----	-----------------------

四 鉛又はその化合物	
	<p>口 第一の二及び三に掲げる検液にあつては、日本産業規格K○一二一三の十四に定める方法（日本産業規格K○一〇二一三の十四の準備操作で参照することとしている日本産業規格K○一〇二一三の四・二・四・五に定める方法を除く。日本産業規格K○一〇二一三の十四・二に定める方法にあつては、日本産業規格K○一〇二一三の四・五・二・四 b)に定める操作を行うものとする。）</p> <p>日本産業規格K○一〇二一三の十三に定める方法（日本産業規格K○一二一三の十三の準備操作で参照することとしている日本産業規格K○一〇二一三の四・二・四・五に定める方法を除く。）</p>

四 鉛又はその化合物	<p>日本産業規格K○一〇二(二〇一六)の五十五に定める方法（日本産業規格K○一〇二(二〇一六)の五十五の準備操作で参照することとしている日本産業規格K○一〇二(二〇一六)の五十五の準備操作を除く。日本産業規格K○一〇二(二〇一六)の五十五・一に定める方法にあっては、日本産業規格K○一〇二(二〇一六)の五十五の備考一に定める操作を行うものとする。）</p> <p>日本産業規格K○一〇一(二〇一六)の五十四に定める方法（日本産業規格K○一〇一(二〇一六)の五十四の準備操作で参考することとしている日本産業規格K○一〇一(二〇一六)の五十二・二の備考六に定められる方法を除く。）</p>
---------------	---

			五 有機燐化合物
六 六価クロム化合物	別表第一に掲げる方法又は添加回収試験において回収率が八十パーセント以上百二十パーセント以下であるときにより日本産業規格K○一〇二 一三の二十四・三に定める方法（日本産業規格K○一〇二 一三の二十四・三・七に定める方法を除く。）	日本産業規格K○一〇二 一四の七・二に定める方法（日本産業規格K○一〇二 一四の七・二・四に定める方法を除く。）	日本産業規格K○一〇二 一四の七・二に定める方法（日本産業規格K○一〇二 一四の七・二・四に定める方法を除く。）
七 硒素又はその化合物	日本産業規格K○一〇二 一三の二十四に定める方法（ただし、日本産業規格K○一〇二 一三の二十・三・五の操作に定めるよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとす	六 六価クロム化合物	六 六価クロム化合物
七 硒素又はその化合物	日本産業規格K○一〇二 一三の二十四に定める方法（ただし、日本産業規格K○一〇二 一三の二十・三・五の操作に定めるよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。）	日本産業規格K○一〇二 一六の六十一に定める方法（ただし、六十一の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十	排水基準告示付表一に掲げる方法又は日本産業規格K○一〇二 一三の三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のものの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表二に掲げる方法）

一〇 トリクロロエチレ イ 第一の三に掲げる検液にあつて	九 P C B	八 シアノ化合物
		<p>日本産業規格K○一〇二一一二の九に定める方法（日本産業規格K○一〇二一一の九・一に定める方法を除く。）又は水質環境基準告示付表一に掲げる方法</p> <p>水質環境基準告示付表四に掲げる方法又は日本産業規格K○〇九三に定める方法（海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、同方法の試験操作のうち、ヘキサン抽出、アルカリ分解及び抽出液の濃縮を別表第二に掲げる方法により行うものとし、シリカゲルカラムクロマト管による妨害物質の除去操作を行つた後の溶液は検定が可能な定量限界が得られる量（例えば二ミリリットル）まで濃縮するものとする。）</p>
		<p>日本産業規格K○一〇二一（二〇一六）の三十八に定める方法（日本産業規格K○一〇二（二〇一六）の三十九・一に定める方法を除く。）</p> <p>水質環境基準告示付表四に掲げる方法又は日本産業規格K○〇九三（二〇〇六）に定める方法（海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、同方法の試験操作のうち、ヘキサン抽出、アルカリ分解及び抽出液の濃縮を別表第二に掲げる方法により行うものとし、シリカゲルカラムクロマト管による妨害物質の除去操作を行つた後の溶液は検定が可能な定量限界が得られる量（例えば二ミリリットル）まで濃縮するものとする。）</p>

は、日本産業規格K○一二二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に四・一又は五・五に定める方法

口 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法

ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法
二 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K○一二五の五・一に定める方法

は、日本産業規格K○一二二五(二)○(一六)の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法

口 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K○一二五(二)○(一六)の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法

ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K○一二二五(二)○(一六)の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法
二 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K○一二二五(二)○(一六)の五・一に

	二一 テトラクロロエチレン	イ 第一の三に掲げる検液にあつては、日本産業規格K○一二二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法
八	口 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法	
二	ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K○一二二五の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法	
二	ニ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、別表第四	

定める方法	一一 テトラクロロエチレン
	イ 第一の三に掲げる検液にあつては、日本産業規格K○一二二五(二〇一六)の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法
	ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K○一二五(二〇一六)の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法
	ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K○一二五(二〇一六)の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法
	二 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、別表第四

		一二 ジクロロメタン	に掲げる方法又は日本産業規格K ○一二五の五・一に定める方法
一三 四塩化炭素		イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法
イ 第一の三に掲げる検液にあつて	ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法	ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、日本産業規格K○一二五(二〇一六)の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
一三 四塩化炭素	ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、日本産業規格K○一二五の五・一に定める方法	ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、日本産業規格K○一二五(二〇一六)の五・一に定める方法	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、日本産業規格K○一二五(二〇一六)の五・一に定める方法

は、日本産業規格K○一二二五の五

・一、五・二、五・三・二、五・

四・一又は五・五に定める方法

・五に定める方法

口 埋立処分を行おうとする汚泥及

び汚泥を処分するために処理したものにあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法

ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法

二 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K○一二五の五・一に定める方法

は、日本産業規格K○一二二五(二〇一六)の五・一、五・二、

五・三・二、五・四・一又は五

・五に定める方法

口 埋立処分を行おうとする汚泥及

び汚泥を処分するために処理したものにあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K○一二二五(二〇一六)の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法

ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K○一二二五(二〇一六)の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法

二 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K○一二二五(二〇一六)の五・一に

		一四一・二一ジクロロ エタン	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格K○一 二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法
一五一・一一ジクロロ エチレン	口 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法 ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、日本産業規格K○一二五の五・一に定める方法	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格K○一 二五(二〇一六)の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法
一五一・一一ジクロロ エチレン	口 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、日本産業規格K○一二五(二〇一六)の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法 ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、日本産業規格K○一二五(二〇一六)の五・一に定める方法	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの	定める方法
一五一・一一ジクロロ エチレン	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格K○一 二五(二〇一六)の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法	定める方法

		にあつては、日本産業規格K○一 二五の五・一、五・二、五・三・ 二又は五・四・一に定める方法
	口 海洋投入処分を行おうとする無 機性の汚泥にあつては、日本産業 規格K○一二五の五・一、五・二 又は五・三・二に定める方法	口 海洋投入処分を行おうとする無 機性の汚泥にあつては、日本産業 規格K○一二五(二〇一六)の五・ 一、五・二又は五・三・二に定 める方法
口 海洋投入処分を行おうとする無 機性の汚泥にあつては、日本産業 規格K○一二五の五・一に定める 方法	ハ 海洋投入処分を行おうとする有 機性の汚泥にあつては、日本産業 規格K○一二五の五・一に定める 方法	ハ 海洋投入処分を行おうとする有 機性の汚泥にあつては、日本産業 規格K○一二五(二〇一六)の五 ・一に定める方法
口 海洋投入処分を行おうとする無 機性の汚泥にあつては、日本産業 規格K○一二五の五・一に定める 方法	ハ 海洋投入処分を行おうとする有 機性の汚泥にあつては、日本産業 規格K○一二五(二〇一六)の五 ・一に定める方法	にあつては、日本産業規格K○一 二五(二〇一六)の五・一、 五・二、五・三・二又は五・四 ・一に定める方法
口 海洋投入処分を行おうとする無 機性の汚泥にあつては、日本産業 規格K○一二五の五・一に定める 方法	ハ 海洋投入処分を行おうとする有 機性の汚泥にあつては、日本産業 規格K○一二五(二〇一六)の五 ・一に定める方法	にあつては、日本産業規格K○一 二五(二〇一六)の五・一、 五・二、五・三・二又は五・四 ・一に定める方法

機性の汚泥にあつては、日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法	ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、日本産業規格K○一二五の五・一に定める方法
イ 第一の三に掲げる検液にあつては、日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法	ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、日本産業規格K○一二五の五・一に定める方法
ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法	ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、日本産業規格K○一二五(二〇一六)の五・一に定める方法
ハ 海洋投入処分を行おうとする無	ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、日本産業規格K○一二五(二〇一六)の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法

<p>ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法</p> <p>二 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K○一二五の五・一に定める方法</p>	<p>イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法</p> <p>ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、日本産業</p>
<p>ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K○一二五(二〇一六)の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法</p> <p>二 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K○一二五(二〇一六)の五・一に定める方法</p>	<p>イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、日本産業規格K○一二五(二〇一六)の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法</p> <p>ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、日本産業</p>
<p>ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K○一二五(二〇一六)の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法</p> <p>二 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K○一二五(二〇一六)の五・一に定める方法</p>	<p>イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、日本産業規格K○一二五(二〇一六)の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法</p> <p>ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、日本産業</p>

	二三一 ベンゼン	二〇九二二一	
<p>ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、日本産業規格K○一二二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</p>	<p>イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・二に定める方法</p>	(略)	<p>ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、日本産業規格K○一二二五の五・一に定める方法</p>
	二三一 ベンゼン	二〇九二二一	
<p>ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、日本産業規格K○一二二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</p>	<p>イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、日本産業規格K○一二五(二〇一六)の五・一に定める方法</p>	(略)	<p>ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、日本産業規格K○一二二五(二〇一六)の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法</p>

二四 セレン又はその化 合物	二五 有機塩素化合物	二六 銅又はその化合物	ハ 海洋投入処分を行おうとする有 機性の汚泥にあつては、日本産業 規格K○一二五の五・一に定める 方法
日本産業規格K○一〇二一三の二十 六に定める方法	日本産業規格K○一〇二一三の十一 に定める方法（日本産業規格K○一 〇二一三の十一・二に定める方法（ 海洋投入処分を行おうとする有機性 の汚泥の場合に限る。）及び準備操 作のうち日本産業規格K○一〇二一	別表第六に掲げる方法で得られた検 液について、日本産業規格K○一〇 二一一の六・三に定める方法	

			二四 セレン又はその化 合物	二五 有機塩素化合物	二六 銅又はその化合物
規格K○一二五(二〇一六)の五 ・ 一に定める方法	日本産業規格K○一〇一(二〇一六) の六十七に定める方法(海洋投入 処分を行おうとする汚泥にあつては 、日本産業規格K○一〇二(二〇一 六)の六十七・一に定める方法を除 く。)	別表第六に掲げる方法で得られた検 液について、日本産業規格K○一〇 二(二〇一六)の三十五・三に定め る方法	日本産業規格K○一〇一(二〇一六)の五十二に定める方法(日本産業 規格K○一〇一(二〇一六)の五十 二・一に定める方法(海洋投入処分 を行おうとする有機性の汚泥の場合 に限る。)及び準備操作のうち日本		

二九 ベリリウム又はそ の化合物	二八 弗化物	二七 亜鉛又はその化合 物	三の四・二・四・五に定める方法を 除く。)
規格K○一〇二一―三の三十一に定め 別表第七に掲げる方法又は日本産業 規格K○一〇二一―三の三十一に定め	日本産業規格K○一〇二一―二の五に 定める方法（日本産業規格K○一〇 二一―二の五・四のうちFIA法を用 いる場合にあつては、日本産業規格 K○一〇二一―二の五・二の試験操作 のうち蒸留して得た留出液を〇・一 モル毎リットル塩酸で中和するこ と。）	日本産業規格K○一〇二一―二の十二 に定める方法（日本産業規格K○一 〇二一―三の十二の準備操作で参考す ることとしている日本産業規格K○ 一〇二一―三の四・二・四・五に定め る方法を除く。）	日本産業規格K○一〇一一（二〇一六）の 五十に定める方法（日本産業 規格K○一〇二一（二〇一六）の五 三の準備操作で参考することとして いる日本産業規格K○一〇一一（二〇 一六）の五十二・二の備考六に定め る方法を除く。）
二九 ベリリウム又はそ の化合物	二八 弗化物	二七 亜鉛又はその化合 物	産業規格K○一〇一一（二〇一六）の 五十二・二の備考六に定める方法を 除く。)

	三〇 クロム又はその化 合物	日本産業規格K○一〇二一(二〇一六) 四・二に定める方法	る方法
三一 ニッケル又はその 化合物	日本産業規格K○一〇二一(二〇一六) に定める方法(日本産業規格K○一 〇二一三の十八の準備操作で参考す ることとしている日本産業規格K○ 一〇二一三の四・二・四・五に定め る方法を除く。)	日本産業規格K○一〇二一(二〇一六) に定める方法(日本産業規格K○一 〇二一三の十八の準備操作で参考す ることとしている日本産業規格K○ 一〇二一三の四・二・四・五に定め る方法を除く。)	日本産業規格K○一〇二一(二〇一六) の六十五・一に定める方法

	三〇 クロム又はその化 合物	日本産業規格K○一〇二一(二〇一六) の六十五・一に定める方法	
三一 ニッケル又はその 化合物	日本産業規格K○一〇二一(二〇一六) の五十九に定める方法(日本産業 規格K○一〇二一(二〇一六)の五十 九の準備操作で参考することとして いる日本産業規格K○一〇二一(二〇一 六)の五十二・二の備考六に定め る方法を除く。)	日本産業規格K○一〇二一(二〇一六) の七十一に定める方法	日本産業規格K○一〇二一(二〇一六) の二十八・一に定める方法(二十 八・一・二の備考四、備考五及び二 十八・一・三に定める方法を除 く。)

		三四 一・四一ジオキサン	K○一七〇一五の六・三・四に定める方法
備考 1 (略) 2 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥の検定に係る 第一〇号から第一九号まで及び第二三三号の下欄に掲げる方	イ 第一の三に掲げる検液、埋立処分を行おうとする汚泥及びばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの並びに海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、水質環境基準告示付表七に掲げる方法（同方法の試験操作のうち前処理における試料水の量を二十ミリリットルとし、活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。）	口 (略)	口 (略)

		三四 一・四一ジオキサン	
備考 1 (略) 2 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥の検定に係る 第一〇号から第一九号まで及び第二三三号の下欄に掲げる方	イ 第一の三に掲げる検液、埋立処分を行おうとする汚泥及びばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの並びに海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、水質環境基準告示付表八に掲げる方法（同方法の試験操作のうち前処理における試料水の量を二十ミリリットルとし、活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型ODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。）	口 (略)	口 (略)

法（別表第四に掲げるものを除く。）の試験操作について
は、試料の取扱い及び試料の作成を別表第四（三）イ及びロ
の規定により行うものとし、当該試料を別表第八に掲げる
方法により調製して得られたメタノール抽出液（十マイク
ロリットルから百マイクロリットルとする。）を、日本産
業規格K○一二五の五・一に定める方法において用いるこ
ととされている試料の量と同量の水に、マイクロシリング
を用いて加えたものを試験操作の試料に用いることとし、
試験操作に用いるガスクロマトグラフ質量分析計は揮発性
物質の定量限界が〇・〇五ナノグラムから〇・一ナノグラ
ムであるものとし、検量線の作成については、試験操作に
おいて用いたメタノール抽出液と同量の検量線用標準溶液
を水に加えたものを用いることとする。ガスクロマトグラ
フ質量分析計においてメタノールによる支障が認められる
場合には、メタノールが吸着されにくいトラップ管充填剤
を用いるものとする。

法（別表第四に掲げるものを除く。）の試験操作について
は、試料の取扱い及び試料の作成を別表第四（三）イ及びロ
の規定により行うものとし、当該試料を別表第八に掲げる
方法により調製して得られたメタノール抽出液（十マイク
ロリットルから百マイクロリットルとする。）を、日本産
業規格K○一二五（二〇一六）の五・一に定める方法にお
いて用いることとされている試料の量と同量の水に、マイ
クロシリングを用いて加えたものを試験操作の試料に用い
ることとし、試験操作に用いるガスクロマトグラフ質量分
析計は揮発性物質の定量限界が〇・〇五ナノグラムから〇
・一ナノグラムであるものとし、検量線の作成については
、試験操作において用いたメタノール抽出液と同量の検量
線用標準溶液を水に加えたものを用いることとする。ガス
クロマトグラフ質量分析計においてメタノールによる支障
が認められる場合には、メタノールが吸着されにくいトラ
ップ管充填剤を用いるものとする。

第三・第四 （略）

別表第一

（一）四 （略）

備考

第三・第四 （略）

別表第一

（一）四 （略）

第三・第四 （略）

別表第一

（一）四 （略）

<p>1 (略)</p> <p>2 試料に含まれる妨害物質による影響は、日本産業規格K○一〇一一三の二十四・三・一・六の操作又は日本産業規格K○四〇〇一六十五一二十に定める方法により除去する。</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>別表第二 (略)</p> <p>備考</p> <p>本表における用語その他の事項で本表に定めのないものについては、水質環境基準告示付表四又は日本産業規格K○〇九三に定めるところによる。</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 試料に含まれる妨害物質による影響は、日本産業規格K○一〇一(二〇一六)六十五・二・一の備考⁹の操作又は日本産業規格K○四〇〇一六十五一二十に定める方法により除去する。</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>別表第二 (略)</p> <p>備考</p> <p>本表における用語その他の事項で本表に定めのないものについては、水質環境基準告示付表四又は日本産業規格K○〇九三(二〇〇六)に定めるところによる。</p>
<p>イ (略)</p> <p>(+) 試薬</p> <p>第一 フレーム原子吸光法</p>	<p>イ (略)</p> <p>(+) 試薬</p> <p>第一 フレーム原子吸光法</p>
<p>別表第七</p>	<p>別表第七</p>

ロ ベリリウム標準液

日本産業規格K○一〇一—二の三十一に定めるもの

(二) (略)

(三) 試験操作

イ 検液を日本産業規格K○一〇二—三の四・二・三に定める方法によつて前処理する。

ロ イの操作を行つた検液を日本産業規格K○一二一の八に定める操作に従つて、一酸化二窒素・アセチレンフレーム中に噴霧し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を読み取る。

ハ・ニ (略)

(四) (略)

第二 電気加熱原子吸光法

(一) 試薬

イ (略)

ロ 硝酸パラジウム(II)溶液

ロ ベリリウム標準液

日本産業規格K○一〇一—(一)〇一六の附屬書一のXIVに定めるもの

(二) (略)

(三) 試験操作

イ 検液を日本産業規格K○一〇一—(二)〇一六の五・五に定める方法によつて前処理する。

ロ イの操作を行つた検液を日本産業規格K○一二一—(二)〇一六の八に定める操作に従つて、一酸化二窒素・アセチレンフレーム中に噴霧し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を読み取る。

ハ・ニ (略)

(四) (略)

第二 電気加熱原子吸光法

(一) 試薬

イ (略)

ロ 硝酸パラジウム(II)溶液

日本産業規格K○一〇一一三の十三・三に定めるもの

日本産業規格K○一〇一(二〇一六)の五十四・二に定めるもの

(二) 器具及び装置

イ～ハ (略)

ニ フローガス

日本産業規格K一一〇五に定めるアルゴン二級

日本産業規格K一一〇五(二〇一七)に定めるアルゴン二級

ホ マイクロピペット

日本産業規格K○九七〇に定めるピストン式ピペット（容量五マイクロリットル以上五百マイクロリットル以下のもの）又は自動注入装置

ホ マイクロピペット

日本産業規格K○九七〇(二〇一三)に定めるピストン式ピペット（容量五マイクロリットル以上五百マイクロリットル以下のもの）又は自動注入装置

(三) 試験操作

イ 検液を日本産業規格K○一〇二一三の四・二・三に定める方法によって前処理する。

ロ イの操作を行つた検液の一定量（例えば十マイクロリットルから五十マイクロリットル）をマイクロピペットで発熱体に注入し、日本産業規格K○一〇二一三の十三・三に定める操作に従つて、乾燥した後、灰化し、次に原子化し

(三) 試験操作

イ 検液を日本産業規格K○一〇一(二〇一六)の五・五に定める方法によって前処理する。

ロ イの操作を行つた検液の一定量（例えば十マイクロリットルから五十マイクロリットル）をマイクロピペットで発熱体に注入し、日本産業規格K○一〇一(二〇一六)の五十四・二に定める操作に従つて、乾燥した後、灰化し、次

、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を読み取る

(注一) (注二) (注三)。

ハ・ニ (略)

(注一) • (注二) (略)

(注三) 必要に応じマトリックスマディファイヤーとして硝酸パラジウムを測定時に添加する。操作は日本産業規格K〇一〇一(一三)の十三・三に定める方法によつて行う。

四 (略)

(削る)

別表第八 (略)
別表第九

(+) 試薬
イ (略)
ロ メタノール

に原子化し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を読み取る (注一) (注二) (注三)。

ハ・ニ (略)

(注一) • (注二) (略)

(注三) 必要に応じマトリックスマディファイヤーとして硝酸パラジウムを測定時に添加する。操作は日本産業規格K〇一〇一(二〇一六)の五十四・二に定める方法によつて行う。

四 (略)

第三 ICP発光分析法

(略)

第四 ICP質量分析法

(略)

別表第八 (略)
別表第九

(+) 試薬
イ (略)
ロ メタノール

日本産業規格K八八九一に定めるもの（注二）

ハ一・四一ジオキサン

日本産業規格K八四六一に定めるもの

ニシヘ（略）

（二）（四）（略）

備考（略）

日本産業規格K八八九一（二〇〇六）に定めるもの（注一）

ハ一・四一ジオキサン

日本産業規格K八四六一（二〇〇七）に定めるもの

ニシヘ（略）

（二）（四）（略）

備考（略）

（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部改正）

第二条 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成四年七月厚生省告

示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

一 （略）	改 正	後
一 （略）	改	正
二 規則第一条の二第二項及び第三項に掲げる基準の検定方法は、 二 規則第一条の二第二項及び第三項に掲げる基準の検定方法は、	二 二 規則第一条の二第二項及び第三項に掲げる基準の検定方法は、 規則第一条の二第二項及び第三項に掲げる基準の検定方法は、	二 二 規則第一条の二第二項及び第三項に掲げる基準の検定方法は、 規則第一条の二第二項及び第三項に掲げる基準の検定方法は、

本産業規格K〇一〇二「一」の十二に定める方法によるものとする。

三 (略)

四 規則第一条の二第七項、第八項及び第十項から第十三項までに掲げる基準（規則第一条の二第七項、第十一項及び第十三項に掲げるものについては、ダイオキシン類に係るものと除く。）の検定方法は、検定方法告示に定める方法によるものとする。この場合において、検定しようとする産業廃棄物が燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものであるときは、検定方法告示中埋立処分を行おうとするこれらの産業廃棄物についての規定を適用し、検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリであるときは、検定方法告示中海洋投入処分に係るこれらの産業廃棄物についての規定を適用する。この方法により検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリであるときは、検定方法告示第二の規定によるカドミウム又はその化合物に係る検定方法告示第一の二及び三に掲げる検液の検定にあつては、検定方法告示第二の表第三号下欄口の規定にかかわらず、日本産業規格K〇一〇二「一」の十四に定める方法により行うこととする。

(一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法の一部改正)

本産業規格K〇一〇二の十二・一に定める方法によるものとする。

三 (略)

四 規則第一条の二第七項、第八項及び第十項から第十三項までに掲げる基準（規則第一条の二第七項、第十一項及び第十三項に掲げるものについては、ダイオキシン類に係るものと除く。）の検定方法は、検定方法告示に定める方法によるものとする。この場合において、検定しようとする産業廃棄物が燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものであるときは、検定方法告示中埋立処分を行おうとするこれらの産業廃棄物についての規定を適用し、検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリであるときは、検定方法告示中海洋投入処分に係るこれらの産業廃棄物についての規定を適用する。この方法により検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリであるときは、検定方法告示第二の規定によるカドミウム又はその化合物に係る検定方法告示第一の二及び三に掲げる検液の検定にあつては、検定方法告示第二の表第三号下欄口の規定にかかわらず、日本産業規格K〇一〇二「一」の五十五に定める方法により行うこととする。

第三条 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成十年六月

環境庁告示第一号)の一部を次のように改正する。

厚生省告示第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正	後	改 正	前
一 令第一条第二項第十号（令第二条第二項第一号及び第三号においてその例によることとされた場合を含む。）の規定による水質検査の方法は、イからハまでに掲げる項目ごとにそれぞれイからハまでに掲げるとおりとする。	一 令第一条第二項第十号（令第二条第二項第一号及び第三号においてその例によることとされた場合を含む。）の規定による水質検査の方法は、イからハまでに掲げる項目ごとにそれぞれイからハまでに掲げるとおりとする。	イ (略)	イ (略)
ロ 電気伝導率 日本産業規格K○一〇一「一の十三」に定める方 法	ロ 電気伝導率 日本産業規格K○一〇一「一の十二」に定める方法	ハ 塩化物イオン 日本産業規格K○一〇一「一の六」に定める方 法	ハ 塩化物イオン 日本産業規格K○一〇一「三十一」に定める方 法
二五 (略)	二五 (略)	二五 (略)	二五 (略)

(指定有害廃棄物に係る基準の検定方法の一部改正)

第四条 指定有害廃棄物に係る基準の検定方法（平成十六年十月環境省告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改	正	後		改	正	前
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の四十一第一二項に掲げる基準の検定方法は、日本産業規格K〇一〇二一一の十二に定める方法によるものとする。			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の三十一第二項に掲げる基準の検定方法は、日本産業規格K〇一〇二一の一二・一に定める方法によるものとする。			
別表	改	正	後	別表	改	正	前

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物の一部改正）

第五条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表	改	正	後	別表	改	正	前

第一欄	(略)	カドミウム又はその化合物	六価クロム化合物	鉛又はその化合物	(略)	(略)	(略)	日本産業規格K○一〇二一三の十四に定める方法	日本産業規格K○一〇二一三の十三に定める方法	(略)	第三欄
物 ほう素又はその化合 物	物 セレン又はその化合 物	物 砒素又はその化合物	物 砒素又はその化合物	物 六価クロム化合物	物 鉛又はその化合物	物 (略)	物 (略)	物 日本産業規格K○一〇二一三の二十四・三に定める方法	物 日本産業規格K○一〇二一三の二十に定める方法	物 (略)	物 (略)
日本産業規格K○一〇二一三の五・二、 日本産業規格K○一〇二一三の二十六・ 二又は二十六・三に定める方法	(略)	日本産業規格K○一〇二一三の二十六・ 二又は二十六・三に定める方法	(略)	日本産業規格K○一〇二一三の二十に定める方法	日本産業規格K○一〇二一三の二十四・三に定める方法	(略)	(略)	日本産業規格K○一〇二一三の十四に定める方法	日本産業規格K○一〇二一三の十三に定める方法	(略)	第二欄

第一欄	第二欄	第三欄
カドミウム又はその化合物 （略）	カドミウム又はその化合物 （略）	カドミウム又はその化合物 （略）
ほう素又はその化合物 物 セレン又はその化合物 砒素又はその化合物 六価クロム化合物 鉛又はその化合物 （略）	セレン又はその化合物 砒素又はその化合物 六価クロム化合物 鉛又はその化合物 （略）	セレン又はその化合物 砒素又はその化合物 六価クロム化合物 鉛又はその化合物 （略）

備考 (略)	物 ふつ素又はその化合 (略)	五・五又は五・六に 定める方法
法 〇二一二の五・三又 は五・五に定める方	日本産業規格K〇一	
備考 (略)	物 ふつ素又はその化合 (略)	業規格K〇一〇二四 十七・四に定める方

この告示は、公布の日から適用する。ただし、第一条の改正規定は、令和七年十月一日から適用する。

附則